

那覇市人材データバンク事業実施要綱

令和2年8月27日

那覇市市民文化部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、地域社会の課題解決につなげることを目的に、那覇市（以下「市」という。）における市民活動について、ボランティアとボランティアを求める団体を結びつける取り組みに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア 自発的に他者や社会のために、営利を目的とせず、よりよい社会を創るために無償の活動をする個人又は団体のことをいう。
- (2) ボランティア人材 ボランティアのうち、市にボランティアとして登録を行った個人又は団体のことをいう。
- (3) ボランティアを求める団体 市における市民活動を行う団体のうち、ボランティアを必要としている団体のことをいう。
- (4) マッチング依頼団体 ボランティアを求める団体のうち、市にマッチングを依頼する登録を行った団体のことをいう。
- (5) マッチング ボランティアとボランティアを求める団体に、双方の情報を提供又は紹介することで結びつけることをいう。

(業務)

第3条 那覇市人材データバンク事業（以下「人材データバンク」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) ボランティアの募集登録と名簿の管理（ボランティア人材として管理）
- (2) ボランティアを求める団体の募集登録と名簿の管理（マッチング依頼団体として管理）
- (3) ボランティアとボランティアを求める団体についての情報発信・収集及び相談業務

(4) ボランティアとボランティアを求める団体のマッチング

(5) その他、人材データバンク遂行に必要な業務

(登録の要件)

第4条 人材データバンク登録ができる個人又は団体は、次のうち、各号に掲げる事項全ての要件を満たす者とする。

(1) ボランティア

- ア 人材データバンクの目的を理解し、賛同する者
- イ 政治・宗教・営利を目的としない活動を行う者
- ウ 暴力団などの反社会勢力に関わるものではない者
- エ 無償での活動を行う者
- オ 登録を希望する個人が未成年の場合、保護者の同意を得た者

(2) ボランティアを求める団体

- ア 人材データバンクの目的を理解し、賛同する団体
- イ 政治・宗教・営利を目的としない活動を行う団体
- ウ 暴力団などの反社会勢力ではない団体
- エ ボランティアの立場を尊重して受け入れられる団体

(登録)

第5条 ボランティア人材に登録を希望する個人又は団体は、人材データバンク登録申請書(個人は第1号様式、団体は第2号様式)により、市長に申請するものとする。

2 ボランティアを求める団体で市にマッチングを依頼したい団体は、人材データバンクマッチング依頼兼登録申請書(第3号様式)により、市長に申請するものとする。

3 市長は、前2項の申請があった場合は、これを審査し、適當と認めるときは、名簿として人材データバンク登録台帳に登録するものとする。

4 市長は、第1項及び第2項に基づく申請に係る登録の可否について、人材データバンク登録通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(簡易登録)

第6条 前条の規定に関わらず、ボランティア人材に登録を希望する個人又は団体及びマッチングを依頼したい団体は、インターネットを利用した申請フォームにより登録を申請することができる。

2 市長は、前項の申請があった場合は、これを審査し、適當と認めるときは、名簿として人材データバンク登録台帳に登録するものとする。

(登録の期間)

第7条 人材データバンク登録の有効期間は、登録の日から登録の日が属する年度の末日までとする。ただし、ボランティア人材又はマッチング依頼団体から申し出がない場合は、登録内容と同一条件で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(登録内容の公表)

第8条 市長は、次のボランティア人材又はマッチング依頼団体に係る登録事項のうち、各号に掲げる事項について公表することができる。

(1) ボランティア人材（個人）

- ア 性別
- イ 年代
- ウ 希望する活動分野・活動内容（別表「ボランティア分類表」参照）
- エ 資格又は特技
- オ 希望日時
- カ 希望地域
- キ その他、必要な事項として個人の承諾を得た事項

(2) ボランティア人材（団体）

- ア 団体名
- イ 所在地
- ウ 希望する活動分野・活動内容（別表「ボランティア分類表」参照）
- エ 希望日時
- オ 希望地域

- カ 団体写真又は活動写真
- キ その他、必要な事項として団体の承諾を得た事項

(3) マッチング依頼団体

- ア 団体名
- イ 所在地
- ウ 活動分野・内容（別表「ボランティア分類表」参照）
- エ 希望するボランティア人材
- オ 活動日時
- カ 活動場所
- キ 団体写真又は活動写真
- ク その他、必要な事項として団体の承諾を得た事項

（登録の変更）

- 第9条 ボランティア人材（個人）で、登録内容の変更を希望する者は、人材データバンク登録変更届出書（第5号様式）を市長に提出するものとする。
- 2 ボランティア人材（団体）又はマッチング依頼団体で、団体に関する登録内容の変更を希望する者は、人材データバンク登録変更届出書（第5号様式）を市長に提出するものとする。ただし、活動に関する登録内容の変更を希望する場合は、第14条に定めるものとする。

（登録の取消し）

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ボランティア人材又はマッチング依頼団体の人材データバンク登録を取り消すことができる。
- （1）ボランティア人材又はマッチング依頼団体から申し出があったとき
 - （2）ボランティア人材（個人）が死亡したとき
 - （3）マッチング依頼団体が解散等したとき
 - （4）ボランティア人材又はマッチング依頼団体が所在不明のとき
 - （5）申請内容に偽りがあったとき
 - （6）前各号に定めるもののほか、市長がボランティア人材又はマッチング依頼団体として不適格と認めたとき

(免責)

第11条 人材データバンクを利用した活動においてトラブルが発生した場合は、ボランティアとボランティアを求める団体の当事者間で解決するものとし、市長は責任を負わないものとする。

(保険)

第12条 ボランティア人材（個人）のボランティア活動で生じた事故及び損害については、市が保険料を負担して加入する保険制度の適用の範囲内で補償することができる。

2 前項に規定する保険制度へのボランティア人材（個人）の加入については、市は本人の意向を確認するものとする。

(経費等)

第13条 人材データバンクを利用した活動は、無報酬とする。ただし、交通費、食費、材料費等の実費については、ボランティアとボランティアを求める団体が協議のうえ決定することができる。

(再度のマッチング依頼)

第14条 マッチング依頼団体で、活動に関する登録内容の変更を希望する場合は、人材データバンクマッチング依頼書(第6号様式)を市長に提出するものとする。

(活動の報告)

第15条 マッチング依頼団体は、マッチングを依頼した活動が終了したときには、その活動内容等を市長に報告しなければならない。報告は、メール又は任意の様式等適当な方法で行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 個人情報の保護に関しては、次のとおりとする。

(1) 市長は、人材データバンクを通して知り得た個人情報については、適正に

管理し、本制度の運用以外の目的に使用しないものとする。ただし、個人又は団体の承諾がある事項については、この限りでない。

(2) 人材データバンクを利用した個人・団体は、活動により知り得た個人に関する情報を正当な理由なく、他人に漏らしてはならない。活動後もまた同様とする。

(庶務)

第17条 人材データバンク事業に関する庶務は、まちづくり協働推進課において処理する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付則

- 1 この要綱は、令和2年8月27日から施行する。
- 2 那覇市人材データバンクモデル事業実施要綱（平成28年7月20日施行）は廃止する。

ボランティア分類表

活動分野			活動内容（事例）
1 子ども	①	子育て	育児サポート、育児サークル、乳幼児保育サービス、共同保育、託児・家事サポート等
	②	健全育成	こども食堂、子ども会等の育成活動、青少年非行防止活動、青少年団体活動、芸術文化の親子観賞、子ども文庫・読書普及・読み聞かせ等
2 福祉	①	高齢者福祉	独居高齢者の家庭訪問、施設訪問、給食サービス、高齢者の居場所づくり等
	②	児童・母子福祉	児童虐待防止活動、児童・母子福祉施設訪問、母子家庭の自立支援、食料支援等
	③	障がい者(児)福祉	作業所や自立生活の支援、手話・点訳・朗読活動、障がい児保育、障がい者(児)施設訪問、移送サービス、障がい者の居場所づくり等
	④	社会福祉一般	福祉施設への訪問、刑務所訪問、いのちの電話、カウンセリング、食料支援、傾聴活動等
3 保健・医療	①	健康づくり	食生活の改善、禁煙活動、成人病等予防啓発、ウォーキング、断酒支援等
	②	保健・医療	末期ガン患者の介護、難病患者の会の支援、骨髓バンクの推進・普及、献血、ホスピスケア、感染症対応活動等
4 環境	①	環境保全	自然保護、森林保全、野生生物の保護、海・川のクリーン活動、地域環境保全、環境教育、環境イベント、緑化活動、地域生態系の調査研究等
	②	公害・エネルギー	ゴミの減量化、過剰包装追放、リサイクル活動、省エネルギー・クリーンエネルギーの推進、公害の防止等
5 教育・文化・スポーツ	①	教育	社会教育・生涯学習活動、フリースクール、学童保育教育、キャリア教育、ICT教育推進、児童生徒の学習支援等
	②	学術・文化・芸術	伝統文化の継承・振興、芸術文化の振興、博物館・文化財等の案内、楽器演奏の指導等
	③	スポーツ	各種スポーツ指導、スポーツ教室、スポーツイベント等
6 国際交流	①	国際交流	国際文化交流、国際芸術交流、留学生との交流支援、通訳ボランティア、外国語講座、日本語講座、多言語対応活動等
	②	国際協力	国際医療協力、難民支援、発展途上国等への援助・支援等
	③	外国人支援	外国人・留学生支援、多文化共生等
7 地域社会	①	まちづくり	地域コミュニティへの参画・地域活動、緑化活動、清掃活動、美化活動、まちなみ・建物保全活動、地域おこし、観光振興、商店街振興、交流イベント等
	②	地域安全活動	交通安全活動、地域の犯罪予防、防犯パトロール等
8 その他	①	災害時の救援	被災者救助・支援、救援物資の供給、防災活動、災害・防災に関する調査研究、避難所運営に関する活動等
	②	消費者保護	消費者保護の啓発活動等
	③	人権擁護・平和推進	人権擁護の啓発活動、差別撤廃活動、平和の推進・学習、戦争体験・資料等の後世への継承等
	④	男女共同参画	女性の地位向上、女性に対する暴力対策、起業家支援、女性が働く環境づくりの推進、性の多様性を尊重する活動等
	⑤	情報化社会・科学技術の発展、職業能力の開発・雇用機会の充実支援	情報化社会・科学技術の発展に寄与する活動支援 職業能力の開発・雇用機会の充実支援、起業家支援等
	⑥	その他	市民活動に関する情報収集・提供、オンブズマン活動等